

## 陳 情 文 書 表

平 2 8 陳 情 第 3 号	平成 2 8 年 5 月 2 5 日 受 理
件 名	所得税法第 5 6 条を廃止するよう国に意見書提出を求める陳情
陳 情 者	秦野市寿町 6 - 6 3 階 秦野民主商工会 婦人部長 尾上 静子 平塚市豊田本郷 1 7 3 4 神奈川土建一般労働組合平塚支部 執行委員長 小川 弘明 秦野市北矢名 6 6 6 - 2 3 4 平和・民主・革新をめざす秦野市懇談会 代表者 奥田 勲 秦野市南矢名 3 - 6 - 2 8 新日本婦人の会秦野支部 代表者 原 とし子
陳 情 の 要 旨	
<p>地域経済の担い手であり、地域住民の暮らしを支える中小事業者の経営は、家族の労働によって支えられています。しかし、日本の税制は、家族従業者の働き分（自家労賃）を、所得税法第 5 6 条「事業主の配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」（条文趣旨）により、必要経費として認めていません。家族従業者の働き分は事業主の所得となり、確定申告において配偶者 8 6 万円、配偶者以外の家族 5 0 万円が控除されるのみで、時給換算にした場合、神奈川県最低賃金にも達しておらず、様々な弊害が生じています。</p> <p>家族従業者の多くは女性であり、そうした女性の地位向上を妨げる要因になっています。青色申告にすれば給料を必要経費に算入できるという所得税法第 5 7 条は、税務署長への届け出による条件付きであり、申告の方法で納税者を差別するものです。</p> <p>平成 2 8 年 2 月に開催された、第 6 3 会期国連女性差別撤廃委員会は日本政府に対し、「家族経営における女性の経済的エンパワーメントを促進するために、家族経営における女性の労働を認めるよう所得税法の見直しを検討すること」を勧告しました。</p> <p>その後、平成 2 8 年 3 月 1 6 日の衆議院財務金融委員会の質疑では、政府は平成 2 7 年 1 2 月 2 5 日に閣議決定した第 4 次男女共同参画基本計画に盛り込</p>	

まれた「税制の検討」に所得税法第56条が含まれ、検討していかなければならないと答弁しています。

全国商工団体連合会婦人部協議会の調べによると、すでに家族従業者の働き分を認めない所得税法第56条は廃止すべきと、全国で445自治体が国への意見書を採択（平成28年4月15日現在）しており、世界の主要国では家族従業者の人格・人権を認め、労働を正当に評価し、その働き分を必要経費に認めています。

このような国連からの勧告、政府の見解などから、差別的税制をこれ以上放置せず、早急に廃止することを求める私たちの要望に御理解をいただき、先の国会答弁が実現され、所得税法第56条が早急に廃止されるよう、国へ意見書を提出していただきたく陳情いたします。

#### 陳情事項

所得税法第56条を廃止するよう、国に意見書を提出すること。